

茨城工業高等専門学校寄宿舎教員宿日直規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

(目的)

第1条 茨城工業高等専門学校教員の寄宿舎宿日直勤務（以下「宿日直」という。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（以下「規則」という。）の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(勤務体制)

第2条 宿日直は、原則として輪番で勤務するものとする。ただし、健康上、その他やむを得ない理由により、校長が特に認めた者については、除くことができる。

(宿日直日)

第3条 宿日直は、茨城工業高等専門学校学則第5条第1項第4号から第7号までに規定する休業日（第4号、第5号及び第6号に規定する休業期間にあつては、終了する日の前日までとする。）を除く日とする。

2 特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず宿日直を増減することができる。

(宿日直の命令及び割振り)

第4条 宿日直は、校長が命ずる。

2 宿日直の割振りは、副校長（寮務主事）が規則第6条の限度内において3ヵ月ごとの宿日直の割振りを定め、勤務を要する最初の月の2ヶ月前の末日までに校長の決裁を得た上で、各教員に通知するものとする。

(宿日直の交替)

第5条 宿日直教員は、やむを得ない理由により勤務日に勤務できないときは、あらかじめ校長の許可を得て他の教員と交替することができる。ただし、交替は規則第6条の限度内とする。

(寄宿舎宿日直日誌)

第6条 宿日直教員は、寄宿舎宿日直日誌に必要事項を記入の上、副校長（寮務主事）に提出するものとする。

2 寄宿舎宿日直日誌の取扱いについては、秘密を保持しなければならない。

(事務)

第7条 寄宿舎指導宿日直に係る事務は、学生課が行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校寄宿舎指導教官宿日直規則（昭和50年7月10日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月15日から施行する。

